



2019年11月18日

各 位

会社名 ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表者名 代表取締役 榊原 暢宏
(コード：2453 東証第一部・名証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 若月 光博
(TEL：052-212-9908)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年12月26日開催予定の当社第23回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社現行定款について、次の理由から、所要の変更を行うものであります。

- (1) 電力小売事業への参入に対応するため電力小売事業を追加したほか、将来的な事業展開に対応するため、第2条(目的)について、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 上記変更の他、文言の整理等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容については、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2019年12月26日
定款変更の効力発生日(予定) 2019年12月26日

以上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～13. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>14. ～22.</u> (条文省略)</p> <p><u>23.</u> 古物売買並びにその受託</p> <p><u>24. ～37.</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>38.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第 3 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役及び各監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満た</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～13. (現行どおり)</p> <p><u>14. 上記を除く総合レンタル業及び総合リース業</u></p> <p><u>15. ～23.</u> (現行どおり)</p> <p><u>24.</u> 古物売買及びその受託</p> <p><u>25. ～37.</u> (現行どおり)</p> <p><u>38. 電気通信事業</u></p> <p><u>39. 電力小売事業</u></p> <p><u>40. 業務請負及び業務受託事業</u></p> <p><u>41. 各種サービスの取次事業</u></p> <p><u>42. 各種商品及びサービスの斡旋業</u></p> <p><u>43.</u> (現行どおり)</p> <p>第 3 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充た</p>

<p>す場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第34条～第46条 (条文省略)</p>	<p>す場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第34条～第46条 (現行どおり)</p>
--	---